

第3部 非常時優先業務の概要

3.1 非常時優先業務の選定基準

- (1) 南海トラフ巨大地震発生後に地方局において実施しなければならない応急業務に加え、発災時においても優先すべき通常業務を非常時優先業務として選定した（進行型の風水害による被害予見時及び、南海トラフ地震臨時情報発表時（フェーズ0）において実施・優先すべき業務を含む。）。
- (2) 業務選定方法は、各所属全体の業務の中から「影響の重大性の評価基準」に基づき地震発生からの経過時間ごとに業務の中断や業務開始の遅延が県民の生命、身体、財産の保護等に及ぼす影響度の評価を行い、発災後、4週間以内に着手する必要がある、かつ目標状況に到達しない場合に社会的影響が発生（影響の重大性の評価準Ⅲ以上）する業務を非常時優先業務とした。
- (3) また、選定した非常時優先業務を影響の重大性の評価及び業務着手時期により、より優先度の高いものからA→B→C→Dの4区分に分類した。

【影響の重大性の評価基準】

影響の重大性		目標時期までに業務を実施又は再開できない場合に伴う代表的な影響の内容
I	軽微	目標時期までに業務を実施又は再開できない場合の社会的影響はわずかにとどまる。ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識してもその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。
II	小さい	目標時期までに業務を実施又は再開できないことにより若干の社会的影響が発生する。しかし、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。
III	中程度	目標時期までに業務を実施又は再開できないことにより社会的影響が発生する。社会的な批判が一部生じ得るが、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。
IV	大きい	目標時期までに業務を実施又は再開できないことにより相当の社会的影響が発生する。社会的な批判が発生し、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考ええる。
V	甚大	目標時期までに業務を実施又は再開できないことにより甚大な社会的影響が発生する。大規模な社会的批判が発生し、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考ええる。

3.2 非常時優先業務の実施（再開）時期の考え方

(1) 選定した非常時優先業務について、業務の必要性、緊急性等の観点から、発災前から発災後、業務ごとに業務実施（再開）時期を時系列で6つのフェーズ（発災前、初動期Ⅰ～復旧期）に区分し、復旧までの事業執行の進行管理の目安とする。

フェーズ0：	発災前3日(風水害)～7日(南海トラフ地震)
フェーズ1：	発災後3時間以内（初動期Ⅰ）
フェーズ2：	発災後24時間以内（初動期Ⅱ）
フェーズ3：	発災後3日以内（応急期）
フェーズ4：	発災後1週間以内（支援期）
フェーズ5：	発災後4週間以内（復旧期）

(2) 災害時の業務には、「応急業務」と「優先すべき通常業務」がある。

○応急業務とは

県民の生命・身体・財産を守るため、発災前及び発災直後から対応が求められる業務、災害後の復旧、復興的な業務

例) 救援・救助、情報収集・発信、施設応急対策、物資の緊急確保・輸送、廃棄物処理の応急対応、被災者生活再建支援など

○優先すべき通常業務とは

通常行っている業務の中で、発災後、速やかな開始が求められる県民の安全確保に直結する業務、また、中断により、県民生活や県経済への重大な支障、他の県や国等の業務に重大な影響、県の信用が大きく失墜または本来業務に重大な支障などを伴う業務

例) 保健医療、生活資金の供給、廃棄物の処理など

3.3 非常時優先業務の選定概要

南予地方局における非常時優先業務数は次のとおり。

	優先度別				計	応急業務		通常業務	
	A	B	C	D		件数	割合	件数	割合
地域産業振興部	28	4	3	1	36	25	69%	11	31%
健康福祉環境部	25	6	3	2	36	30	83%	6	17%
農林水産振興部	13	6	2	1	22	19	86%	3	14%
建設部	21	9	5	0	35	35	100%	0	0%
出納室	4	0	5	0	9	1	11%	8	89%
教育事務所	6	3	2	0	11	9	82%	2	18%
計	97 (65%)	28 (19%)	20 (13%)	4 (3%)	149 (100%)	119	80%	30	20%

非常時優先業務一覧

●：業務実施（再開） ■：業務終了

所管部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期											特定の状況の場合										
		発災前	直ちに	1時間	2時間	3時間	6時間	12時間	24時間	2日	3日	1週間		2週間	4週間								
地域産業振興部	応急対応業務（25業務）																						
	職員及びその家族の安否確認	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■														
	被災状況に対応した庁舎内応急対策業務	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■														
	電気設備の管理業務	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■														
	本庁舎の被害報告	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■														
	執務室の総合調整	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■														
	電話設備の管理業務	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■														
	給排水設備の管理業務			●	⇒	⇒	⇒	⇒	■														
	放送設備の管理業務			●	⇒	⇒	⇒	⇒	■														
	ガス設備の管理業務			●	⇒	⇒	⇒	⇒	■														
	空調設備の管理業務			●	⇒	⇒	⇒	⇒	■														
	災害対策地方本部の設置・運営	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■								
	市町の被災状況等の情報収集	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■									
	広域物資拠点の運営											●	⇒	⇒	■								
	県税に係る特例措置											●	⇒	⇒	■								
	非常用発電設備の管理業務	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■														
	防災通信システム及び通信機器の管理業務	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■														
	エレベーターの管理業務	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■								
	市町へ連絡員の派遣								●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■								
	食料・飲料水・トイレの確保	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■								
	職員用休憩室の確保	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■								
	一般被災者の対応			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■									
	庁舎敷地内の車両駐車規制			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■									
観光施設の被害の情報収集に関すること。							●	⇒	■														
企業等の被災状況把握			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■									
被災中小企業に対する金融支援									●	⇒	⇒	⇒	⇒	■									

所管部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期											特定の状況の場合		
		発災前	直ちに	1時間	2時間	3時間	6時間	12時間	24時間	2日	3日	1週間		2週間	4週間
地域産業振興部	優先すべき通常業務（11業務）														
	行政情報ネットワークシステムに関する業務					●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	ボランティア活動の支援業務	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	各市町の社協が機能しない場合
	県税オンラインシステムの管理	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	納税証明書発行	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	県税収納業務	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	免税軽油システムの管理	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	文書管理業務								●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	公印の管守業務								●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	財務会計オンライン端末管理に関する業務									●	⇒	⇒	■		
	電話交換業務					●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
警備業務					●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■			

所管部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期											特定の状況の場合		
		発災前	直ちに	1時間	2時間	3時間	6時間	12時間	24時間	2日	3日	1週間		2週間	4週間
健康福祉環境部	応急対応業務（30業務）														
	部内職員及びその家族の安否確認	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■						
	部内及び関係機関との連絡調整に関すること	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	部関係の災害情報の収集伝達に関すること	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	部関係の被害の取りまとめに関すること	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	部内の災害応急対策の推進に関すること	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	医療機関の被災状況や患者受入状況等の情報収集・分析・共有	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	避難所・救護所の設置状況や医療ニーズ、医療スタッフの需給状況等の情報収集・分析・共有	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	原子力災害時の避難住民への対応	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	救急用医薬品の確保	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■			
	毒物劇物関係対策			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	課内職員及びその家族の安否確認	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
部内、課内及び関係機関との連絡調整、被災状況の取りまとめ、災害応急対策の推進	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		

所管 部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期												特定の状況 の場合	
		発 災 前	直 ち に	1 時 間	2 時 間	3 時 間	6 時 間	1 2 時 間	2 4 時 間	2 日	3 日	1 週 間	2 週 間		4 週 間
健康 福祉 環境 部	災害救助法に関すること								●	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	社会福祉施設等の被害調査及び災害応急対策	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	災害時要援護者の被災調査及び援護に関する こと	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	災害救援ボランティア活動の支援に関する こと									●	⇒	⇒	⇒	■	
	継続支援している在宅精神障害者に係る被災 状況把握及び支援									●	⇒	⇒	⇒	■	
	感染症予防業務									●	⇒	⇒	⇒	■	
	在宅療養児被災状況把握及び支援	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	難病患者被災状況把握及び支援	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	食品衛生確保に関すること	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	火葬場の被害調査	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	死亡獣畜取扱場外における死亡獣畜の解体等 の許可						●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	逸走した特定動物の捕獲	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	水道断水状況の調査				●	⇒	⇒	⇒	■						
	水道施設の被害調査				●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■			
	廃棄物対策業務								●	⇒	⇒	⇒	■		
	廃棄物対策業務	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		
	廃棄物対策業務	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		
	支局管内福祉施設の被害状況の情報把握				●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	優先すべき通常業務（6業務）														
	微生物病理検査、理化学試験に関する業務						●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		感染症・食中毒 等の発生時
母子寡婦福祉資金に関すること												●	⇒	■	
精神保健福祉法に基づく通報対應用務	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		警察等からの通 報時	
感染症法の発生届に基づく調査及び入院・就 業制限に関する事務	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	感染症発生時	
結核患者保健指導用務	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		
食中毒調査及び苦情処理	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	食中毒等 が発 生した場合	

所管 部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期												特定の状況 の場合	
		発 災 前	直 ち に	1 時 間	2 時 間	3 時 間	6 時 間	1 2 時 間	2 4 時 間	2 日	3 日	1 週 間	2 週 間		4 週 間
農 林 水 産 振 興 部	応急対応業務（19業務）														
	部内職員及びその家族の安否確認	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■							
	部所管県有施設の被害状況の取りまとめに 関すること	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■							
	農作物等の被害調査及び被害情報の収集						●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	農作物等の災害技術対策						●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	農地・農業用施設等の被害調査及び災害応急 対策に関すること	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■				
	海岸及び地すべり防止施設の被害調査及び災 害応急対策に関すること	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■				
	農地・農業用施設等の被害調査及び災害応急 対策に関すること（ダム関連）	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■							
	農地・農業用施設等の被害調査及び災害応急 対策に関すること（ため池関連）	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■							
	林産物及び林道の被害調査及び災害応急対策 に関すること。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	治山関係の被害報告			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■			
	治山関係の災害応急対策								●	⇒	⇒	■			
	造林地等の被害報告			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■				
	森林火災の被害報告			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		大規模林野火災等	
	水産施設等の被害報告	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	台風・津波等	
	水産施設・水産物の被害調査及び対策業務	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		
	漁港施設、海岸堤防の被害調査	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		
	漁港施設、海岸堤防の災害応急対策	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	人的被害が想定される場合	
	漁港災害に関すること								●	⇒	⇒	⇒	■		
	水産被害に関すること								●	⇒	⇒	⇒	■		
優先すべき通常業務（3業務）															
資金に関すること											●	⇒	⇒		
治山事業の実施									●	⇒	⇒	⇒	⇒		
漁港漁場整備に関すること										●	⇒	⇒	⇒		

所管 部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期												特定の状況 の場合	
		発 災 前	直 ち に	1 時 間	2 時 間	3 時 間	6 時 間	1 2 時 間	2 4 時 間	2 日	3 日	1 週 間	2 週 間		4 週 間
	応急対応業務（35業務）														
	地震・津波情報の収集	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■			
	部（所）内職員及び家族の安否確認	●	⇒	⇒	⇒	■									
	職員の登庁状況及び人員配置	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	執務環境の被害状況調査に関すること	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	通信連絡手段の使用可否の確認及び確保	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■					
	公用車の確保	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	備蓄物品の数量確認	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	所管する公共土木施設の被害状況の把握に関すること	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		
	南レク公園施設の被害状況の把握に関すること	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■							
	工事施工中箇所の被害状況の把握に関すること	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■					
	所管する公共土木施設の被害状況(全容)の把握に関すること		●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		
	被災施設付近への立ち入り防止措置の実施に関すること		●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		
建設部	県庁各課との連絡調整			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		
	局内（総務県民課）の連絡調整			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		
	道路通行規制に関すること			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	道路通行規制に関すること		●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	他の交通機関の（被害）状況に関すること				●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■				
	道路啓開に関すること				●	⇒	⇒	■							
	緊急輸送に寄与する道路の応急復旧に関すること									●	⇒	⇒	⇒	■	
	その他道路の応急復旧に関すること										●	⇒	■		
	応急復旧に関すること（道路以外）						●	■							
	大規模災害時の応援協定の運用に関すること										●	⇒	■		
	大規模災害時の応援協定の運用に関すること										●	⇒	■		
	被災宅地危険度判定に関すること									●	■				
	水防活動に関すること		●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	発災時に水害の恐れがある場合
	災害対策用機械類の応援要請に関すること					●	⇒	⇒	■						要請が必要な場合
	非常災害の際の土地の使用に関すること								●	⇒	⇒	⇒	⇒	■	土地の使用が必要な場合

所管部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期												特定の状況の場合
		発災前	直ちに	1時間	2時間	3時間	6時間	12時間	24時間	2日	3日	1週間	2週間	
建設部	諸手続きの弾力的運用に関すること							●	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	土砂、がれき、残骸物の仮置き用公共空地の調査及び関係機関との調整に関すること						●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	災害報告に関すること							●	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	公営住宅の被害調査に関すること	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■						
	住宅の被害調査(応急危険度判定等)に関すること		●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■				
	県営住宅の災害応急対策に関すること						●	⇒	⇒	⇒	■			
	災害時の公営住宅の供給及び指導等に関すること							●	■					
	公営住宅への一時人居に関すること									●	⇒	⇒	⇒	■
優先すべき通常業務（0業務）														

所管部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期												特定の状況の場合	
		発災前	直ちに	1時間	2時間	3時間	6時間	12時間	24時間	2日	3日	1週間	2週間		4週間
出納室	応急対応業務（1業務）														
	室内職員及びその家族の安否確認		●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■						
	優先すべき通常業務（8業務）														
	支出審査業務						●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	収入審査業務						●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	審査済入力業務						●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	審査済入力締切日
	債権者登録業務						●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	給与法定外控除取りまとめ業務						●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	給料日の12営業日前
	財務会計オンラインシステムの運用管理	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	入札業務							●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
えひめ電子入札共同システムの運用	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		

所管 部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期											特定の状況 の場合		
		発 災 前	直 ち に	1 時 間	2 時 間	3 時 間	6 時 間	1 2 時 間	2 4 時 間	2 日	3 日	1 週 間		2 週 間	4 週 間
南 予 教 育 事 務 所	応急対応業務（9業務）														
	南予教育事務所内職員及びその家族の安否確認	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■							
	管内の災害情報の収集、伝達に関する事	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■							市町施設
	職員の動員及び要員の確保、教職員の動員及び調整に関する事										●	⇒	■		
	他県に対する応援教職員等の派遣要請及び受け入れ調整に関する事										●	⇒	■		
	教職員定数の確保	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■				
	被災児童生徒等への支援対策								●	⇒	⇒	■			
	授業再開の決定・連絡	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■				
	児童生徒の保健衛生対策	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■						
	学校給食の被害状況の把握及び学校給食の再開状況の確認								●	⇒	⇒	⇒	■		
優先すべき通常業務（2業務）															
被災者電話教育相談窓口の開設										●	⇒	⇒	⇒	⇒	
教員採用試験	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	試験前日の場合